

刈谷駅前観光案内所 販売商品取扱要領

1. 取扱商品 刈谷市及び近隣市町(概ね西三河・名古屋・知多地区)にて販売されている商品で、刈谷市及び近隣市町のPR及び観光促進に寄与する商品とする。

2. 販売形式 原則、委託販売とする。
新たな事業者の商品を取り扱う場合は、別紙「刈谷駅前観光案内所納品事業者登録申請書」を提出させること。

■店舗登録料

帳票作成、プライスカード・POP作成等のための店舗登録料として、**1 店舗につき、3,000円以内の金額を徴収することができる。**

■販売手数料(売上の10%)

(例) 販売価格 1,000円(税抜)×10個=売上 10,000円(税抜)

⇒支払金額 9,000円(税抜) ※売上の10%を、販売手数料として差し引く。

※商品特性を踏まえて個別に判断し、買取販売を実施することも可とする。

3. 商品要件 みやげ品全般(酒類等は除く)

- 製造、販売について、法令により許可または著作権など販売に認可を必要とするものについては、許可または認可を得ているもの。
- みやげ品として持ち運び等を行うことができ、店頭販売が可能なもの。
- 賞味期限が概ね14日以上のもの。
※原則として、製造日から賞味期限の3分の2が経過する日まで販売するものとする。
- 販売開始から概ね3ヵ月以上の間、継続販売が可能なもの。
※商品の販売状況や、商品の販売を継続することが困難な状況である等の理由により、3ヶ月に満たない期間で販売を中断することを妨げるものではない。
- 購入者等からの商品に対するクレームや購入者等への被害を生じさせない程度に品質を保証できるもの。
※商品に対するクレームや被害等が発生した場合、刈谷市観光協会は責任を負わないものとする。
- 商品名称や原材料名、内容量、製造者名、製造年月日、保存方法、賞味期限等の必要事項が記載されているもの。

4. 選定優先基準 ①刈谷のみやげ品としてアピール力およびニーズの高い商品であること。
②刈谷市周辺のみやげ品としてアピール力およびニーズの高い商品であること。
③価格、形状、賞味期限等により、購入しやすい、または商品として取扱いやすいこと。
④刈谷市内の事業者が製造または販売していること。
⑤刈谷市近隣の事業者が製造または販売していること。

5. 納品・返品

【納品】

- 新たな商品を追加するごとに、必ず別紙「商品登録申請書」を提出させること。
- 必要以上に納品されることのないよう販売状況を踏まえ、数量を調整すること。
- 事業者から納品書(様式自由)を受領すること。
- 賞味期限のある商品は、製造日から賞味期限までの3分の1が経過する日までに納品を受けること。
- 欠陥及び不備のないことを十分に確認すること。
- 納品商品に不良品がある場合は、返品または破棄に同意を受けること。
なお、不良品を破棄する場合は、その商品の代金支払いについて、事業者と十分調整の上、実施すること。

【返品】

- 賞味期限のある商品は、製造日から賞味期限の3分の2が経過する日まで販売するものとし、当該期間を経過した商品は、原則返品すること。
- 返品の際は、双方協議の上、案内所まで直接引き取りに来てもらうなど、調整すること。

【販売終了】

- 販売状況等を踏まえ、1ヵ月単位で商品の入替えを検討することを可とする。従って、販売状況により販売を終了する旨を事前に事業者へ伝えること。

6. 精算方法

■毎月末締めにより、事業者毎に売上レポートを翌月5日までに発行し、事業者へ報告すること。

■売上精算は、納品事業者と調整の上、現金または口座振替により行うこと。

なお、事業者あたり月間売上が概ね50,000円を超える場合は、原則として口座振替とすること。
また、精算に係る必要な書類等に不備のないようにすること。

7. その他留意事項

- 商品に関するクレームやトラブルについては、案内所が案内所と納品事業者との役割分担を定めるなど、原則として、案内所が対応すること。
- 販売期間中に発生した色褪せ、劣化等については、事業者と協議の上、対応すること。
- 商品管理には、細心の注意を払うこと。
- その他、本要領に定めのない事項については、刈谷市観光協会、案内所及び納品事業者で協議し、対応すること。